

令和4年7月20日

磯島取水場集砂池砂売払い

標記について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

一般競争入札説明書（入札公告）

1 入札に付する事項

(1) 業務名称

磯島取水場集砂池砂売払い

(2) 引渡し場所

枚方市磯島北町40番1号（大阪広域水道企業団磯島取水場）

砂置場：屋外、磯島取水場内北側砂置場

場内道路：大型車の通行可

(3) 売払い数量

概数約1,190立方メートル

売払い数量はあくまで概数であるため、実際の数量と異なる場合があります。

(4) 砂の材質（土質試験結果による。ただし、試験結果はサンプリングによる一部分の結果であり、砂の全量の材質を示すものではない。）

ア 粘土分（ $5\mu\text{m}$ 未満）及びシルト分（ $5\mu\text{m}\sim 75\mu\text{m}$ ） 2.3%

砂分（ $75\mu\text{m}\sim 2\text{mm}$ ） 76.0%

れき
礫分（ $2\text{mm}\sim 75\text{mm}$ ） 21.7%

イ 最大粒径 19.0mm

ウ 分類名 れき
礫質砂

エ コーン指数 1360.0 k N/m²

(5) 引渡し時期及び搬出日

令和4年9月26日（月）～同年11月11日（金）の間

※契約の終期は令和4年11月18日（金）とする。

なお、搬出時間は午前9時から午後5時までとし、原則として土曜日、日曜日、祝日及び降雨時の搬出は不可とする。

(6) 搬出の条件

砂の搬出等の作業を実施するに当たっては、以下の条件を遵守しなければならない。

- ア 砂の搬出は別途指示する期間で行うこととし、期間指示後速やかに使用する積込み機械種、搬出用のダンプトラックの使用台数、周辺環境の保全措置等を記載した搬出計画書及び通行の確保等の措置を記載した搬出計画書を作成、提出のうえ、承諾を受けること。
 - イ 購入者は、現場責任者を選定し企業団に通知するものとし、場内作業期間は当該現場責任者を場内に常駐させること。
 - ウ 購入者は、搬出日に磯島取水場正門部、磯島取水場から府道京都守口線との交差点、及び磯島取水場裏門部に交通整理員を配置すること。
 - エ 搬出日は搬出経路の散水による路面洗浄を行い、粉塵対策を施すとともに、搬出後は砂置き場の整地、清掃等を行い企業団の確認を受けること。
 - オ その他別に定める村野浄水場共通仕様書を遵守すること。
- (7) 一者入札の取り扱い
有効にする。

2 入札参加資格

次の要件を満たす法人又は個人であること。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 大阪府の区域内にある者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。それ以外の者にあつては、所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪広域水道企業団規則第5号）（以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
 - ウ 企業団との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者（この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

3 入札参加申込書の提出期間、提出先、契約条項等を示す場所

- (1) 期間
令和4年7月20日（水）から令和4年7月29日（金）まで（土曜日、日曜日を除く）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (2) 場所
枚方市村野高見台7番2号
TEL 072-840-5267（呼出音後の信号音時に206）（ダイヤルイン）
大阪広域水道企業団 村野浄水場 総務課
- (3) 提出する書類
 - ア 令和4年度一般競争入札申込書
 - イ 令和4年度一般競争入札参加証
 - ウ 誓約書
 - エ 返信用封筒（定形封筒に返送先住所を記載のうえ、414円（簡易書留郵便相当分）の切手を貼付したもの）
- (4) 提出方法
提出書類は、持参するものとし、郵送又は電送による申請は認めない。
- (5) 現場説明
 - ア 日 時 令和4年8月5日（金）午前10時30分～午後4時（随時）
 - イ 場 所 大阪広域水道企業団 磯島取水場
枚方市磯島北町40番1号
 - ウ 連絡先 大阪広域水道企業団 村野浄水場 総務課
TEL 072-840-5267（呼出音後の信号音時に206）（ダイヤルイ

ン)

エ その他 現場説明を希望する者は、現場説明の2日前までに事前に申し出る
ること。また、砂の引渡しは、現状のままで行うので、できる限り
参加すること。

なお、現場説明を希望する者がいない場合は、中止する場合
がある。

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年8月26日(金) 午前10時

(2) 場所

枚方市村野高見台7番2号

大阪広域水道企業団 村野浄水場 第1・2会議室

(3) その他

ア 入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代
表者又は受任者からの委任状を持参し、提出すること。

ウ 入札書に記載する金額は、砂1立方メートル当たりの額とする。

エ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100
分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者
は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか
を問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に
記載すること。

オ 入札回数は、3回までとする。

5 その他

(1) 入札保証金

入札参加者は契約希望金額(売買金額)の100分の2以上の入札保証金を
支払わなければならない。(契約希望金額(売買金額)は入札価格に予定数
量1,190立法メートルを乗じた額に100分の110(消費税上乗せ相当分)を乗
じた額とする。)

また、落札者が契約を締結しない場合は、違約金として契約希望金額(売
買金額)の100分の2の金額を徴収する。

(2) 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並び
に入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無
効とする。

なお、企業団により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認
の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

別添契約書（案）による。

(4) 書類の提出

入札参加者には、企業団の求めに応じ、次の書類を提出していただくことがあります。

・住民票、東京法務局発行の登記されていないことの証明書、履歴（現在）事項全部証明書、役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日、性別がわかるもの）等

(5) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。

ただし、落札となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 契約保証金

落札者は、当該契約を締結するにあたり契約希望金額（売買金額）の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、大阪広域水道企業団村野浄水場長を被保険者とした履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険証書を大阪広域水道企業団に寄託した場合は、契約保証金を免除する。

(7) 入札参加者は、本説明書、大阪広域水道企業団村野浄水場競争入札心得（磯島取水場集砂池砂売払い一般競争入札用）、及び契約書（案）を熟読しそれらを遵守すること。

(8) 砂売払い数量の確定方法

砂の販売数量は搬出前に砂置場において企業団と購入者で立会の上、台形盛りした辺長、高さの計測を行い全体量で確定するものとする。